

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 5 年 10 月定例会)

1 開催日時 令和 5 年 10 月 20 日 (金) 午後 1 時 00 分 から 午後 3 時 55 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (9人) 欠席委員 (2人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(欠)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(欠)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (12人)

浪江地区担当	川島 優	津島地区担当	木幡 一郎
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	石川 昭悦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	関場 健治
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		
苅野地区担当	横山 良男		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	1 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	8 件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	7 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	2 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	7 件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	7 件
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	3 件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ

議長

それでは、只今より 10 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 8 名でございます。また、推進委員数は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 7 番柴野委員及び 11 番神長倉委員にお願いいたします。
本日、営農型発電設備の設置や事業計画変更の議案が複数ありますので、同一の申請地に関する議案は一括審議としてよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
それでは、同一の申請地における議案は一括審議することとします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇委員退席)
再開いたします。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転、1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。
(議案書にて説明)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員

はい。室原担当の高田です。報告いたします。譲受人の〇〇さんとは 10 月 17 日午後 7 時ごろ電話で確認をいたしました。〇〇さんは現在福島市のほうで生活をしております。今後 2 年ぐらいの間に室原に戻って農業をしたいということで、家族会議の結果お父さんのほうから農地の贈与となったそうです。本人のほうから申し込み話を出したということです。譲受人の営農状況は震災後、〇〇さんはお父さんと一緒に室原のほうに来まして草刈り等を一緒にやっているようです。〇〇さん、あまり農業の経験はないと思っております。今後耕作ができるかの確認なんですが、当面は草刈り作業しかなく、お父さんと一緒に作業をして管理していくということです。今後の営農状況ですが、現状保全管理の期間であり 2 年後ぐらいを目途に営農計画を立てていきたいということで、何を作っていくかということはまだ確定はしておりません。室原出身の子で、若いといっても 40 位だと思いますが、女性が室原に戻って農業をしたいというような、新しいなというような見方をしております。今後も、私共も支援をしていきたいなと考えております。譲渡人についてですが、17 日電話で確認をいたしました。〇〇さんのほうから室原に戻って農業をしたいということで、家族で話し合った結果贈与をしたということで今回申請に至ったということです。以上、よろしくご審議ください。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで、○番○○委員の入室を認めます。暫時休議します。

(○○委員入室)

再開いたします。

つづきまして議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定 1 番及び議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定 2 番並びに議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件は 5 月の定例会において承認され、6 月 14 日付で福島県知事の許可が下りている営農型発電設備を設置する事案です。今回の変更の内容については、4-16 ページをご覧ください。事業計画書の①事業の必要性の最後の行に記載ありますが、当初許可を受けた計画では支柱の強度が不足していたため 2 本支柱を追加する必要がある、というものです。議案 7 号 1 番が支柱を 2 本追加する事業計画変更の申請であり、議案 4 号 2 番が追加する支柱の面積 0.009 m²を新たに転用する申請、議案 2 号 1 番は転用面積が変更になったことにより耕作のために使用貸借する面積が変更になるため 3 条申請のやり直し、という内容です。申請地の位置について、4-19 ページをご覧ください。申請地は南側の一団の農地との接続が認められますので、第 1 種農地と判断されます。4-21 ページの土地利用計画図をご覧ください。赤色の点が少し大きく示されている箇所が、今回追加になる 2 本です。その他、営農計画や資力、関係書類については依然許可を受けた内容と変更ありませんので、説明を省略させていただきます。本案件は、議案 2 号 1 番は当委員会が許可権者ですが、議案 4 号 2 番及び議案 7 号 1 番については、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、意見を付して福島県へ進達するものです。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員

立野地区担当の横山です。○○○さんに電話しましたら、○○○さんの電話番号を教えてくださいました。なお月曜日だったので会社は休みですということでした。一切の件は○○○さんに任せてありますということです。一回目の申請で柱の数が 2 本足りず 2 回目の申請になりました。面積も変わります。下のヒサカキ等の数も変わります。なお 18 日に 4-1・7-1 の○○○の○○○さんに電話をしました。その結果は○○○さんに全面委任してあるそうです。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 はい。6 番。現地調査をした内容についてご報告をいたします。事務局及び横山推進委員のほうから説明があったとおり、以前、許可下りていた案件で 2 か所ほどの支柱の追加という変更の内容ですので特に問題はないのかなと思います。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（質疑無し）
質疑無しと認めます。
採決に入る前に、議案第 2 号 1 及び議案第 4 号 2 番について、先に議案第 7 号 1 番の承認が必要となりますので、採決の順番を議案第 7 号より始めてよろしいでしょうか。
（異議無しの声）
異議無しの声がありました。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
始めに、議案第 7 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第 7 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 2 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 4 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第 4 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 2 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番及び議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇〇推進委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
（〇〇推進委員退席）
再開いたします。それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 2 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番及び議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
（議案書にて説明）
今回、〇〇〇のグループ会社である〇〇〇より営農型発電設備の設置に係る申請を 7 件受けていますので、共通する資料を議案書とは別に「〇〇〇及び〇〇〇の資料」としてお送りしています。こちらに 3 条の申請書の別紙である農地所有適格法人としての事業の状況や営農計画、パネルの下でヒサカキが栽培できることについて知見がある者の資料などをこちらにまとめてお

りますので、ご確認いただければと思います。申請地の位置について 5-10 ページをご覧ください。面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は農用地区域内農地です。5-12 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培し、パネル以外の部分ではシキミを栽培する計画となっております。一般基準の資力についての確認は、すべての農地転用の案件について、事務局で残高証明書等を提出いただき問題ないことを確認しておりますので、説明を省略させていただきます。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-25 ページから設備の保守に関する契約書、5-31 ページが確約書、5-32 ページから調整状況報告書、5-35 ページが当該地での収支計画書となっております。本案件は、議案 2-2、3-1 については当委員会が許可権者となりますが、議案 5-1 については福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して福島県へ進達するものとなります。また、議案 3-1 の区分地上権については議案 5-1 の一時転用の許可とあわせる必要がありますので条件付きの許可ということになります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田・西台地区担当の田中です。10 月 16 日に〇〇さんと〇〇〇取締役の〇〇さんと〇〇さんに電話にて確認を取りました。〇〇さんにつきましては、何で酒田に土地あるんですかと聞いたところ、代替え地で酒田に土地をもらったということです。震災前は〇〇さんに土地を貸して野菜をやってもらっていたんですけども、震災後に関してはそちらまで手が回らないということで、荒らしておくのも皆さんに気が引けるということで、今回〇〇〇さん、〇〇さんに土地を貸すことにしたということでした。〇〇〇の〇〇さんに電話で確認したところ、シキミの栽培・サカキの栽培をしたいので土地がないかと探していたところ、〇〇さんの土地が見つかったので今回お話を持って行ったということで契約の申請をしたということです。〇〇さんに関してもソーラー発電の設置、野立てじゃなくて営農型をやりたいということで土地を探したところ、今回合致したので契約の申請に至ったということです。今回 10 年の契約を結ぶということにしたので、10 年経った後でどうするんですかと確認したところ、それは今後詰めていくということで、10 年で終わるかそれ以上延びるかということは今現時点では返答できないということでした。下の草刈りのほうは、〇〇〇さんのほうで、シキミ・桺をやるので管理のほうは大丈夫だということです。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 はい。6 番。5-12 ページの計画平面図の内容の下になります。今ほど説明がありましたが、当日は〇〇〇の他、〇〇〇の担当〇〇さんのほうからの説明および補助的な説明として、〇〇〇の顧問でドクターの〇〇さんて方が立ち会っての説明になりました。5-12 の平面図のとおり太陽光の下にヒサカキを 200 本、南側と北側のほうにシキミを 281 本植栽するというふうな内容であります。畑ですので土壌についても問題はないのかなというふうに感じました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 はい。3 番。
山本委員	営農型太陽光発電の期間ですが、前から 10 年間の期限に関しては慎重に考えて期間を短くして許可を与えるべきだというようなお話があつて、この方、今回かなりの件数ありますけど、ちょっと浪江町では実績が今のところないかと思われます。10 年でいいかももう一度審議していただきたいですけれどもよろしいでしょうか。
議長	はい。それではその他の質問ございますか。問題はこの 10 年でいいかどうかということと、これよりもちょっと見直していただきたいという意見だと思いますが、皆さんからのご意見よろしくお願いいたします。 それでは事務局から何かありますか。
事務局	はい。現場で顧問の方からもお話がありましたが、まだ実績がないというところで、体制をですね、これから順次整えていくという説明もありました。そのような中で、これまでのこの事業者さんの太陽光の現場ですとか、今まで確認してきた中で、除草が適切にされていなかったということもありますし、ヒサカキを先行して栽培されている現場でも、生育がうまくいっていないようなところも見受けられるところからも、注視していく必要があるというところから、一定の期間が経った段階で一度確認を、生育状況ですとか、管理の状況を確認するという意味で、そこで問題なければまた更新するというやり方ではいかがかなと考えます。
議長	はい。6 番。
小澤委員	補足説明をいたします。ここでは、〇〇〇の営農型としては浪江は 4 か所目になるというふうなことで、〇〇〇としては浪江では初めての栽培といえますか、自社で始めるという内容でございます。以上です。
議長	はい。
事務局長	はい。これまで、前回も含めてですけれども、皆さんにご議論いただいてきたと思います。3 条の使用貸借権に関してはしっかりと営農状況を見定める必要があるということも今までありました。一方ですね、地上権とか一時転用の部分は、そのまま 10 年となつていても、3 条の許可に関しては町の判断でできますので、しっかりとした営農を見ながら、3 年経って問題なければまた継続申請という考え方もあるねというこれまでの議論がなされてきたと認識しております。
議長	はい。今、事務局長からも説明があつたとおり、10 年ではなくて 3 年程度ではどうだといった意見であります。前回もそういった議論多少なされたと思いますけど、その中でも 3 年位だと一定程度注視できる期間もあるといったところです。再度皆さんのご意見をよろしくお願いします。

はい。

鈴木委員 確かに今までの議論は3年なんですけれど、3年で確実に収穫できるかという、これは厳しいのかなと思うんですよね。ただ3年で収穫できるかどうかの判断はつくということで3年に多分したと思うんですよね。前回までの協議の中では。なんです、なんかこう3年というのはちょっと、サカキは5年なんだから、収穫開始なんだと、収穫を見てもいいんじゃないのかなと。3年は短か過ぎるんじゃないのかなと個人的には思い始めて、5年が妥当なのかなと思います。因みに、5年の時の更新は、次回の更新は10年ということになるんですか。そこをちょっと確認をしたいんですが。

議長 はい。事務局

事務局 3年の場合でも5年の場合でも、その更新時の状況によってその後は残りの10年までの期間で出すことはできます。

鈴木委員 じゃあ、3年でやるか5年でやるか、けつは一緒なのね。なるほど。じゃあ、どの段階でやるのかというだけの話ね。収穫見ないとどうかなと思ったんですけど。3年で本当に分かればいいんだけど。判断がつけば、ちょっとヒサカキわからないから。前、小野田さんは3年見れば大丈夫だと話はしてましたけど。どうなのかなとちょっと思ったので。個人的に私は3年でなく5年でお願いしたいと思っています。

議長 はい。3番

山本委員 前の議論では勿論収穫ではあったかと思うんですが、ちゃんと栽培してるのかというので、3年してれば次々収穫になるのかどうかというので、年数の議論で終わったと認識しています。それで、やはり、ちゃんと管理してなければ指導もできなくなるので3年でいいんじゃないのかなと私は思います。3年までちゃんとやっていけば収穫は順次付いてくるものだと思いますので、そしてまだ販路もしっかりしていないという話もありましたので、やりながらいろんな販路も徐々に。今回だけでも浪江町でこれだけ沢山あるかと思うんで、農業委員会でも見ていく必要があるのかなと。これも因みに5年になっちゃうと、一か所決めちゃうとなるんで。失礼な言い方なんですけども、浪江町の人があるところに来てやるなら初めから10年でも勿論いいんですけども。みんな任せきりな状況。そこが一番農業委員会は懸念しているんだと皆さん思っているんで、私は失礼ですけども3年位で様子を見て行って、きちんとやっていけば残りの年数もいただけたらと思うんで、実績ない方は初めはそうしていただいたほうが農業委員会としても説明がつくと思うんですがどうでしょうか。

議長 はい。

小澤委員 6番です。ちょっと確認させてもらいたいんですが、今許可申請が出ているのが10年ですよ。それが3年なら3年にした場合、今回との議案との相違が生じますよね。10年で出たのが3年にしますよということは、一旦廃

案、廃案というか継続、継続か、そうするとこれは、そもそも10年といっているものを3年に変更するわけですから、その取り扱いはどうなるのでしょうか。その確認です。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。原案のとおり承認というかたちでなく、許可の期間を3年とすることで許可書のほうに条件を付けて許可をするというようなかたちになるかと思います。

議長 はい。よろしいですか。はい。その他ございますか。
はい。12番。

若月委員 10年で申請しているのに3年になるという認識はしてるんですか。それをきっちと農業委員会として決めて、相手が当事者にきっちと伝えておかないと片手落ちみたいな感じに成りかねないんで。ちょっと今そんな思いが走ったんで。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。事業者の方には、農業委員会としてはそういった方向で考えていますということは伝えはしてあります。申請者〇〇〇の方にはそうなる可能性がありますということでお伝えはしております。

神長倉委員 本人も了解しているんだ。

事務局 はい、了解しています。
議事録も公開されますので、こういった農業委員会の中で、こういった議論が行われたということで、事業者さんも理解されると考えています。

議長 はい。8番

菅野委員 8番です。そうなりますと、3年か5年かというような判断になってくるのかなと、まあ10年ではなくてですね。今回事例がないということで3年か5年かと。私は2か所、〇〇〇頭首工のところと〇〇川の〇〇橋の下ですか、あちらのほうは一年間通じて仕事柄見てまいりました。問題になったのはソーラーを取り付けたいがための営農型なんだということで、逃げ口上みたくなる農地が増えていくということは管理の不備が懸念されるということが不安材料だと。今回サカキですか、雑草で消えてしまったとなれば植え替えるというのが本来の筋だと思うんですね。植え替えもせず草で負けました、ありませんでした、その管理の仕方が営農ありきの農業じゃないんじゃないかと当然疑われると、ということであれば、3年間きっちり、無くなれば補充する、管理をしていくと、草刈りもして、周辺の農業をやってらっしゃる方にもご迷惑をかけていないという判断は3年で十分なされるんじゃないかと思います。5年ではもしちょっとできなかった場合、周りの方に迷惑が掛かってしまう方のウエイトのほうが大きくなってしまうというふうになっ

てしまうと私は考えましたので、そのようなことだけ話させていただきました。

議長

はい。その他ございますか。

それではですね、3年5年10年といった年数が出ましたけれども、実際作物を管理する上では当初の管理が大切だと私もそう思っております。期間が長くなればなるほど手遅れになる事例が出てきますので、ここは3年でどうかと思ってありますが皆様はどうでしょうか。

菅野委員

3年でいいと思います。

鈴木委員

了解です。

議長

それでは意義なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第2号2番についてですが、先行事例のヒサカキの営農状況や当該法人が栽培に関して実績が無いことなどを踏まえ、権利を設定する農地の全てを効率的に利用することが可能か、また、周辺の営農環境へ支障を及ぼさないような管理が可能かという点で懸念があり、ヒサカキの生育状況や当該法人の農地の管理について一定の期間注視する必要があります。確認できる段階で問題が無いか改めて判断する必要があることから、使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。ここで、〇〇推進委員の入室を認めます。暫時休議します。

(〇〇推進委員入室)

再開いたします。

つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定3番、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定2番及び議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定2番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置について5-44ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は農用地区域内農地です。土地利用計画図については本日差し替

えでお配りしております資料をご覧ください。当初提出あった図面ではパネルを配置する北側の農地が農作業のスペースとなっており何も作付けしないということでしたので、現地調査の際に確認をしたところ、近隣住民から景観が悪くなるのでパネルを隠すために樹木を植えるよう要望があったので木を植えますという説明でした。あくまで3条で貸借する農地ですのでパネル以外の部分は耕作をしなければならないことを現場で求めたところ、差し替えの計画図が提出ありました。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-58 ページから設備の保守に関する契約書、5-64 ページが確約書、調整状況報告書については本日差し替えでお配りしているもの、5-68 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、立野地区担当の上野推進委員が本日都合により出席できないということで、申請者への聞き取りした内容を事前に連絡いただいております。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。上野推進委員から昨日ご連絡をいただきました。所有者の〇〇氏へは電話で聞いたところ自分では管理が難しく、〇〇〇から話があったので契約をすることにしたということです。〇〇〇につきましては聞き取りの時間を指定されましたので事務局の方から聞き取りをいたしました。代表の〇〇氏へ13日電話で確認をしました。再エネと福島の復興への貢献をしたいという思いから申請に至ったということです。〇〇〇に管理を任せていますのでこちらは契約書のとおりとなっているという説明でした。またですね、〇〇〇さんにつきましては役員の〇〇氏へ連絡をしました。〇〇氏はいわき市在住で畜産をされているそうです。〇〇〇とはいわき市で太陽光事業を始めた時から関わることもあり、3年ぐらい前に野立てから営農型にシフトしていくため、〇〇〇を立ち上げる時に役員になったということです。いわき市で〇〇〇が営農している箇所については、農作業と一緒に従事しているということでした。浪江の方へは、今後地元との協力体制を整えてやっていきたいというお話を伺いました。聞き取り内容についての報告は以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 はい6番です。事務局からの話がありましたとおり計画平面図5-46の変更がありました。地域の方からここをやってくれというような要望がありますというふうなことで、このケースは初めてかなと。ただ今後どうなるかは正直わからないというふうな状況でもあります。目隠しのシキミのところが非常に開いてて、全体的な部分の利用について要望して、今回このような変更になったという経緯であります。その他については、現地においては問題ないと判断してきました。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

議長 ここで紺野委員が来ましたので入室を認めます。
暫時休議します。
(紺野委員入室)
再開いたします。それでは12番どうぞ。

若月委員

これ、差し替えて資料の中の下の方についてはシキミを植えてくださいという要望が地域の人からあったということですか。裏に周辺農家の声っていうのは出てきます。ここには書いてないでしょ。当然その位、私の家の近くだから、現地も分かるからだけど、そういう声が出たということで差し替えて植えると出てます。それも併せて毎回気になっているんですが、この意見書がある 5-67 ページを見てください。そこで〇〇氏と〇〇氏、これは後の方でも同じように出てくるんですが、現在営農再開支援事業等における補助金、多面的機能支払交付金の支援を受けており確認が必要だよという声が出ている。これ私も言ってるんですが、35000 円と 12000 円の今の特任事業の、前あったでしょう小野田で太陽光やるとき、返してくれという場合出てきたらどうのこうで。基本的には地権者が責任を持ちますということでその時は通したんですね。そういうのが出てきて、農林水産課の農政係で補助金の金額等について確認し 10 月 3 日に農政係より回答があった。結果として〇〇〇様には返還はないとのこと。要するに管理耕作に移行するというところで 35000 円という金額が出ている。それが基本的に途中で太陽光に流れる。で一方の文書では今は回答はきちっとできないと言っている。その部分については、35000 円、12000 円、とかいろいろありましたよね。それについてここで、太陽光の認可が下りれば、要するに特任事業の 3 回目の作業としては終わりに近づいている。この事業着手が来年の 4 月 1 日以降になったときに、特任事業の対象農地が外されて、遅れている作業がきちっと移行しないとおかしくなりますので。ちょっと言ってる意味分かりますか。だから許可はしますけれども、工事のやる人たちにも、ならば年度替わりまでに工事をきちっとやって、特任事業の草刈りとかロータリーでうなっている作業者は手を入れないと。いうことがきちっと確認されて欲しいんですね。

議長

休議いたします。

(休議)

それでは再開してもよろしいですか。再開いたします。

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。その前に質問がありましたけれども、それ以外質問ございませんか。

はい。3 番。

山本委員

3-2 の金額のところでちょっとで再確認したいんですけども。先ほども気になったんですけども、単価、賃料、10 a 当たりの額は 10 a のところに書くって言って、多分この 100 万円という金額は、1689 m²の額だと思われるんですけども、一年のを書いてあったんですけど、期間が 10 年間だから。確認なんだけど、これ 10 年の賃料なんですよね。ちょっと再確認だけしたいということで、先ほど確認するのを忘れましたので。申し訳ないんですけどもそこをお願いします。

議長

はい。事務局お願いします。

事務局

はい。事務局です。はいこちらはですね、100 万円ですね。3-2・3-5 はですね 100 万円なんですけども。こちらは契約当初に一括で支払うと記載されていると、当初の支払う金額を記載されています。

山本委員 なので、もう一度質問させていただいてよろしいですか。当初、全額の金額が 100 万円。3 の先ほどの案件だと 2488 m²で 100 万円だったと。ちょっと理由があるんですけども。なので一括で 10 年分 100 万円だという認識でいいんですよね。

事務局 はい。契約書上は 25 年分を一括で支払うという契約になっておりますので 25 年分のです。ただ、申請書には契約書と金額を合わせて当初に支払う金額を記載させていただいています。10 年間の分を書いていただくのではなくて、契約上最初にこの金額を払うということになっていきますので、この金額を書いていただいています。案件によっては一年毎に支払うというものもありますので、それは一年毎の数字を入れていただいています

山本委員 もう一回すみません聞いていいですか。これ 25 年分が 100 万円だという認識。10 年分なのかなと思ったんですけども。25 年分だという認識。その辺分かってなくて申し訳ないんですけど。

事務局 契約期間です。許可の期間ではなく契約書の期間の金額となります。

議長 はい。つづきまして他に質疑ございませんか。
 質疑無しと認めます。
 それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
 始めに、議案第 2 号 3 番についてですが、議案 2 号 2 番と同様に使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。
 （起立多数）
 起立多数であります。よって議案第 2 号 3 番については権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第 3 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
 （起立多数）
 起立多数であります。よって議案第 3 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 5 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
 （起立多数）
 起立多数であります。よって議案第 5 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 4 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 3 番及び議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
 （議案書にて説明）
 本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置について 5-77 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は農用地域内農地です。5-79 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培し、パネル以外の部分ではシキミを栽培する計画となっております。当委員会のガイドラインで提出を求めている書

類については、5-92 ページから設備の保守に関する契約書、5-98 ページが確約書、5-99 からが調整状況報告書、5-104 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、立野地区担当の上野推進委員が本日、都合により出席できないということで、申請者へ聞き取りした内容を事前に連絡いただいております。事務局から説明をお願いします。

事務局

上野推進委員から昨日連絡がありまして、聞き取り内容の引継ぎを受けました。〇〇氏へ電話したところ、地元に戻ることは難しく、令和7年度まで営農再開支援事業で復興組合に管理してもらうことを考えていたが、〇〇〇から太陽光の話をもらったので、どちらにしても自分では管理ができないため、〇〇〇と契約することにしたということ聞き取りしたということです。パネルの設置についての被設定人である〇〇氏については、連絡する日時が指定されたため事務局で聞き取りを行いました。10月11日に電話で聞き取りを行いました。自身も農家の長男であり、営農型については検討をしていたことと、サラリーマンだったころに東北での仕事に携わっていたころに東北の復興に貢献したいと考えており、今回浪江町の役に立てればと思い申請に至ったとのこと。農家として農地を管理することの大変さはわかっているのが被災地の農家の役に立つと思っているとのこと。ヒサカキを栽培することについては日照の関係や管理のしやすさから良いものだと思っているそうです。日常の管理は〇〇〇と契約をしているので任せているが、実際の現場もすでに見に来ており、高速を使えばそれほど時間もかからないことから年に何回かは訪れて関わっていきたいと考えているとおっしゃっていました。またですね、〇〇〇についての聞き取り内容については、先ほどと同様ですので省略させていただきます。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員

はい。10番紺野です。10月17日火曜日、この日一日かけて、この部分を現地調査いたしました。原田会長職務代行、並びに、小澤委員と私、現地と一緒に回りました。この件に関しましては、一番確認してもらわなくてはならないのは、99ページから103ページまでの調整をしっかりとくださいねという確認事項でした。また今回は余りにもシキミの部分が多いのと、5-79ページを見ていただくと、パネルよりシキミの部分が多くて、これどうしますかと聞いたら、シキミは出荷しませんよという中途半端な回答があったので、この方についてはしっかりと、どのような営農計画を立てられるのかと。これだけの広い面積でありながら、ヒサカキの部分だけの営農というのは黙認できませんよと。飽くまでも全体をどういう形でやるのかというその辺をしっかりと、確実な形で出してくださいねということを申し上げて今回は終わりました。やる気満々という〇〇〇の〇〇〇でしたっけ。それが見えませんでしたので、今回もう少し徹底した利用状況を、もう一度ご報告をいただきたいということで今回現地を調査してきました。

議長

はい。それではですね、小澤さんいいですか。
事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。3 番。

山本委員 3 番。毎回お金の話ばかり聞いて申し訳ないんですけども、ここの賃借料のところなんですけれど、お金と契約書の額違うと思うんですけど。先ほどの説明が全部一括じゃなくて、〇〇〇さんのやつ一括のところもあれば 25 年のもあったり、全部が違うんだけどということを聞いたかったんですけど。一括で 25 年のもあれば、ここに出てくる〇〇さんのは一括じゃないのね。毎回毎回違うんでここの表示の仕方、何か書いてもらわないと契約書も変わってれば、統一してもらいたいなと思うんですけど。他の違うところはお金書いてなかったからチェックできなかった時もあるんだけど、契約書が黒塗りだったから。今回、こう書いてあるとそこまでチェックしてみないといけないんじゃないのといいたいんですけど。

鈴木委員 何をいいたいのかというと、年別のやつを 25 年かけた金額じゃなかったのよ。

事務局 はい。説明が不足しており申し訳ありませんでした。今回の案件は 3-23 ページになります。〇〇さんの案件については契約書一枚めくっていただきますと、3-25 ページにあるんですけども、第 3 条の部分で 25 年分を一括で 200 万円支払うという契約になっていますので、申請書の方も 200 万円と記載いただいております。3-3 ページこちらは毎年 10 万円払うという契約書になっておりますので、申請書が 10 年間なので 10 年分で 100 万円と記載していただいております。一括で支払うというものに関しては、一括でいくら支払うと契約書に書いてある金額を記載させていただいております。毎年払うということになってるものに関しては、申請期間が 10 年ですので 10 年分の金額を記載していただいたところであります。

山本委員 同じくしたらいいんじゃないと前に決めたと思うんですけど。同じ期間にしたらいいんじゃないの。

議長 休議します。
(休議)
それでは再開いたします。
他に質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
始めに、議案第 2 号 4 番についてですが、議案 2 号 3 番までと同様に農地の管理について一定の期間注視する必要があることから、使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 2 号 4 番については権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第 3 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 3 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 5 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで長時間かかるので、一旦休憩にしたいと思います。暫時休議します。

(休議)

再開します。

つづきまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 5 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 4 番及び議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置について 5-113 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は第一種農地です。5-115 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培し、パネル以外の部分ではシキミを栽培する計画となっております。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-127 ページから設備の保守に関する契約書、5-133 ページが確約書、5-134 から調整状況報告書、5-139 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、立野地区担当の上野推進委員が本日、都合により出席できないということで、申請者へ聞き取りした内容を事前に連絡いただいております。事務局から説明をお願いします。

事務局

上野推進委員から昨日連絡がありました。本件についても先ほどと同じ〇〇氏ですので内容は同じです。パネルの設置にあたっての被設定人である〇〇氏からは連絡する日時を指定されたため事務局から聞き取りを行いました。10 月 13 日に電話しました。営農型発電で再生可能エネルギーの推進に貢献したいと思い申請に至ったそうです。管理については〇〇〇と保守契約をしていて任せているが、何かあった際は責任を持って対応するとおっしゃっていました。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員

はい。6 番。今事務局の方で説明がありました。これは先ほどの 5-3 の北側に位置するところになります。5-114 ページを見ていただきたいんですが、申請地の南側に水路がありまして、今、イノシシが何かに荒らされていて一部使える状況ではないんですが、これを補修をして、ここに雨水等が流れるかたちで計画をしたいというようなお話がありました。あとは特に問題はないのかなと感じました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第2号5番についてですが、2号4番までと同様に使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号5番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第3号4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号4番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第5号4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号4番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定6番、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定5番及び議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定5番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置について 5-148 ページをご覧ください。図面中央の緑で示されている箇所、農地の種類は農用地区域内農地です。土地利用計画図については本日差し替えでお配りしております資料をご覧ください。当初提出あった図面では東側の公図線からパネルが越境する可能性があるため、若干西側に寄せる調整をしたとのこと。パネルを設置しない南側の部分ではシキミを定植する計画となっています。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-171 ページから設備の保守に関する契約書、5-177 ページが確約書、調整状況報告書は差し替えがありましたので本日配布しているものをご確認ください、5-183 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員

立野地区担当の横山です。16日〇〇さんに電話連絡をしました。〇〇〇さんは現在西郷村に避難中で帰町の考えはないそうで埼玉県の〇〇〇に畑を貸すことにしましたということです。取締役の〇〇〇さんにも電話連絡をしました。〇〇さんはヒサカキ、シキミ、ブルーベリー等を計画しているそうです。なお、最後に草刈りは実施しますと言付け加えてもらいました。3-5・3-6についても、太陽光の、同じく帰町する考えはないので〇〇〇に貸すことにしました。以上です。

事務局

パネル設置に関する被設定人の〇〇氏についてはご多忙で本人とお話しす

ることは難しいということでしたので、今回の申請について委託を受けている行政書士法人〇〇〇事務所の〇〇行政書士から聞き取りを行いました。〇〇氏は月の半分くらいは海外にいらっしゃるそうです。資産の効率的な運用のため税制優遇があることから浪江町での事業を選定したそうです。それが東北地方の農業に資すれば幸いです、ということでした。管理については〇〇との契約書のとおりだというお話でした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 はい。6 番です。現地を確認しましたところ 150 ページの平面図のとおり実施すると。変更後のですね。こちらでやっていくということで境界等も確認し問題ないと判断いたしました。審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
始めに、議案第 2 号 6 番についてですが、2 号 5 番までと同様であることから、使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 2 号 6 番については権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第 3 号 5 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 3 号 5 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 5 号 5 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 5 号 5 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 7 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 6 番及び議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書にて説明)
本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置について 5-192 ページをご覧ください。図面中央のピンクで示されている箇所、北側の一団の農地との接続が認められますので農地の種類は第 1 種農地と考えます。5-194 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培し、パネルを設置しない南側の部分ではシキミを栽培する計画となっております。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-216 ページから設備の保守に関する契約書、5-222 ページが確約

書、調整状況報告書は差し替えがありましたので本日配布しているものをご確認ください、5-229 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当の横山です。〇〇さんは現在西郷村に避難しており帰町の計画はないそうです。〇〇〇を通して〇〇〇に畑を貸すことにしました。以上です。

議長 はい。事務局。

事務局 10 月 13 日に〇〇〇の代表取締役〇〇氏に電話で聞き取りを行いました。〇〇〇の提案でソーラーシェアリングを検討し、候補地の中から福島復興を兼ねて浪江町の土地を選んだということです。遠方にいるため管理は〇〇〇に委託するとおっしゃっていました。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 はい。6 番です。5-194 ページの平面図を見ていただければと思います。現地で確認しましたところ、この計画で進めるというふうなことでした。手前がシキミで北側の方に太陽光の下でヒサカキをというふうなことでありまして、特段問題ないという判断をいたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
始めに、議案第 2 号 7 番についてですが、2 号 6 番までと同様ですので使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 2 号 7 番については権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第 3 号 6 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 3 号 6 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 5 号 6 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 5 号 6 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 8 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件

地上権設定 7 番及び議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
に対し審議の件 賃借権設定 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置
について 5-238 ページをご覧ください。図面中央のピンクで示されている箇
所で、農地の種類は農用地区域内農地です。5-240 ページに土地利用計画図
がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培する計画です。現地調査の際に
津島地区の気候でサカキの栽培が可能なのかという議論になりまして、それ
に対して追加で資料の提出がありました。

(資料の説明)

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-253 ページ
から設備の保守に関する契約書、5-259 ページが確約書、5-260 ページから
が調整状況報告書、5-261 ページが当該地での収支計画書となっております。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

石川推進委員

津島地区担当の石川です。昨日訪問して確認してきました。〇〇さんにより
ますと農業をやったことがないということで、年齢も農業をやれる年ではな
いので貸すことにしたということでした。自宅前も全部貸した方がいいんで
すけど、借りる人がいなかったもんで、〇〇〇さんより提案があったので貸
すことにしたということです。以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長

はい。事務局。

事務局

10 月 18 日に電話で聞き取りを行いました。〇〇氏は再生可能エネルギーの
事業を 10 年以上行っており、営農型発電については富岡町にも設置をして
おり、今回 2 件目だそうです。農業と福島の復興に関わることができるとい
うことで、今回の申請に至ったとのこと。本業がコンサルタント業であ
り、福島イノベ機構関連のお仕事があるそうで、年に 1、2 回はこの地域に
来ることがあるということです。管理については基本的に〇〇〇と保守契約
をしているので任せているが、保守以外の部分でトラブルがあった場合は責
任をもって対応するとお話しただけでした。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員

10 番です。10 月 17 日に現地調査しました。先ほど事務局でも仰っていたよ
うに、津島地区内ではヒサカキというか、榊自体が植栽されていないという
これまでの実態をまずは申し上げて、どうなんだというか、実施された部分
があるのかということ聞いて、本日の連絡して提出されたというのがあり
ます。また、5-239 ページの申請地ですけれども、農道並びにこの畑自体が
一段低くて非常に水が溜まりやすい部分であるということをお知らせしまし
て、明渠や暗渠を堀も含めてここを行っている保全管理をやっている、復興
組合長にしっかりと連絡調整をして、掘っていいのかとか、調整するように

申し伝えました。今回、防風とか、高畝のかたちで許可を入れたのかなと思いますけど、この辺はどうなのかな。

事務局 はい。調整の結果、この明渠、暗渠の対策、高畝ということで対応を付け加えたということです。

紺野委員 そういうかたちで進めればなんの問題ないと思いましたがけれども、あと一つ、ここで失敗すれば、次年度以降はありませんよということだけを一言申し上げておきました。皆様のご審議いただきたいと思います。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。8 番

菅野委員 はい。8 番です。先ほどですね、排水等についての問題についての解消の方法ということで、明渠・暗渠を施せばそれで改善されていくだろうと現場でのご意見があったということです。単純に水路なんですけれども、水路はそもそも農業用水が流れるというところでよろしいでしょうか。そうしますと、明渠ですと完全にドロドロしたところ、代掻きなんかもそうですけれども、そのまま水路に入っていくと当然水路が汚れると、そうなりますと、下流域のところが大変問題になると。じゃその水路の水はどこに流れていくんだろうかと。その先をお考えになったときに、単純に明渠や暗渠で水を流していいのかというところが、ちょっと私は懸念されるところでございます。当然、上流部でございますので、他の農業者の方、これから復興に向けてどんどん津島地区おやりになる地域ですので、単純に上部の方で簡単に水路に流すというような安直な考えはよくないんじゃないかと私は考えますので、お話をさせていただきました。

議長 はい。ありがとうございます。この件について何かございますか。無いでしょうか。現地については、用水路の方はU字溝がきっちり入っていて、中の管理はされていないので埋まっている状況。排水の方は、一段二段かなり低くなっていて、明渠・暗渠掘れば水は抜ける状況にはなっておりますけれども。現地確認の時に見た状態では、かなり湿気るほ場だなという感覚では見てきました。その対策が今回出てきた資料の中に書き込まれているかなというところであります。よろしいですか。

菅野委員 その水の行先です。明渠・暗渠でもそこは改善されるんですけれども。その水の流れる先がちょっと心配かなといった感じかなと。やってみないと分からないので何とも言えないところではあるんですが。

議長 その他に質疑はありませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
始めに、議案第2号8番についてですが、2号7番までと同様ですので使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起

立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号8番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。つづきまして、議案第3号7番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号7番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第5号7番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号7番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

申請地の位置について4-8ページをご覧ください。農地の種類は、北西に広がる一団の農地との接続が認められますので第1種農地と考えられます。4-10ページの土地利用計画図をご覧ください。青色で記載されている部分は既存の資材置き場で、今回申請する箇所が赤で記載されている部分です。既存の資材置き場の面積が2,028㎡で、今回申請する面積が651㎡で、既存施設の2分の1を超えませんので、第1種農地の不許可の例外の既存施設拡張事業に該当するため、立地基準は問題ないものと考えます。その他、周辺の営農への支障等については特段無いものと考えます。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、意見を付して福島県へ進達するものです。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。〇〇さんとは10月17日現地調査のおり現地にて確認をいたしました。説明を受けながら確認したんですけれども、申請書のとおりです。よろしくお願いいたしますということでした。被設定人の〇〇さんにつきましては、こちらの現場調査が終わってから電話にて確認いたしました。こちら申請書のとおりです。よろしくお願いいたしますということでした。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員

はい。10番です。同じく10月17日現地を確認いたしました。本人立ち合いのもと場所を説明いただきました。現在、本人による管理がされておりまして、〇〇番が〇〇〇の中継基地が建つ予定だということを仰って、これは別として現在進んでいて、ここは作業スペースにしたいと確認してきました。また、水路に関しましても、ここに敷地から排水が流れるようなこともないような雰囲気でした。以上です。ご審議ください。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定1番、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 2番及び議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 3番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件は9月の定例会において、適切に除草がされていなかったため現地調査が不調であったこと及び現地での事業者による管理の方法についての説明からは周辺へ支障が生じる恐れがあったことから継続審議となった議案です。申請地の位置について、4-19ページをご覧ください。申請地は周辺を宅地や山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第2種農地と考えられます。6-17～6-18ページのとおり、他の土地と比較をしましたが当該地以外に事業を実施できる土地が無いという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。なお、本件以降の二種農地の議案については農地の種類のみの説明とさせていただきます。次に一般基準について、本日配布させていただいた差し替えの6-6ページですが、6の「周辺の農地に係る営農条件に使用を及ぼさないための措置」の記載内容が防草シートを敷設する、と変更になっております。この内容からは周辺への営農等へは特段影響がないものと考えられます。当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、6-31ページに確約書、6-32ページから6-35ページが調整状況報告書となっております。議案7号の2番及び3番については、平成11年に建売住宅及び個人住宅として農地転用の許可を得ていましたが計画が達成されなかったことから太陽光発電設備の設置は計画変更をするという内容の申請です。本案件は当委員会が権限移譲されていない案件ですので、当委員会の意見を付して福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、立野地区担当の上野推進委員が本日、都合により出席できないということで、申請者へ聞き取りした内容を事前に連絡いただいております。事務局から説明をお願いします。

事務局

上野推進委員から昨日ご連絡いただきました。〇〇さんへの聞き取りは先月と同様で、〇〇〇との関係は契約書のとおりで納得して契約しているということです。〇〇〇への確認については現地調査の際、立ち合いの〇〇〇の方から話を聞いたが、先月指摘があった除草については回数を増やすということをやっていた、とお伺いしました。以上です。

- 議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
- 小澤委員 6 番です。事務局の説明のとおり先月からの継続審議ということで再度確認しました。追加の資料のとおり防草シートを敷くという、現地においてもここは強く要望したところであって、今回、要望に沿った内容で進めるということですので問題ないのかなと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
採決に入る前に、議案第 6 号 1 番について、先に議案第 7 号 2 番及び 3 番の承認が必要となりますので、採決の順番を議案第 7 号より始めてよろしいでしょうか。
(異議無しの声)
異議無しの声がありました。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。始めに、議案第 7 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 7 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 7 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 7 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第 6 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 6 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 2 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。
(議案書にて説明)
申請地の位置について、6-44 ページをご覧ください。申請地はページ中央の赤で塗りつぶされている箇所です。青色は宅地と山林で併用地となっております。農地の種類としましては周辺を宅地や山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第 2 種農地と考えられます。土地利用計画図は 6-46 ページです。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-73 ページから設備の保守に関する契約書、6-77 ページが確約書、6-78 ページからが調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

- 田中推進委員 酒田・西台地区担当の田中です。10月16日に〇〇さんと〇〇〇の代表取締役〇〇さんに電話にて確認しました。〇〇さんは、今回、自分では管理はしきれないということで、〇〇〇さんの方から話があって、ソーラーを建てることに決まったということでした。〇〇〇さんは、〇〇さんの酒田にある土地ですね、ここも先月ですかね、審議に上がってますけれども、また今回もお世話になりたいということでよろしくお願いしますということです。今回も25年を過ぎたときどうしますかと聞いたら、〇〇〇さんの方に依頼するということでした。よろしくお願いします。
- 議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
- 紺野委員 はい。10番です。10月17日現地を確認しました。相変わらず除草が問題になっていますので、どうしますかとお伺いしましたら、境界まできっちりと防草シートを張って対応したいということでした。なお、この防草シートは両面の太陽光パネル用の防草シートですので、ちょっとキラキラしたものを張りたいということでした。この件に関しましては問題ないかなと思います。ご協議ください。
- 議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第6号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第6号2番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。(議案書ページ6-1 3番)
申請地の位置について、6-90ページをご覧ください。申請地は赤で塗りつぶされている箇所です。農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので第3種農地となります。現地調査の際に、申請地北側に擁壁があるためフェンスとの間の草刈りが大変ではないかという指摘があったため、フェンスの位置を見直したということで、土地利用計画図が差し替えになっております。フェンスを擁壁ぎりぎりに設置し、そこまで防草シートを張ることに変更するそうです。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-109ページから設備の保守に関する契約書、6-112ページが確約書、調整状況報告書については差し替えがありましたのでお配りしているものをご確認ください。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。〇〇さんとは10月17日現地調査のおり現地にて

確認をいたしました。説明を受けながら確認したんですけれども、申請書の通りです。よろしくお願いしますということでした。被設定人の〇〇〇さんにつきましては、こちらの現場調査が終わってから電話にて確認いたしました。こちらでも申請書の通りです。よろしくお願いしますということでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 はい。10月17日に現地を調査いたしました。この部分全体の作業道路、並びに町道、並びに、住宅から一段低くて水溜まりになるんじゃないのかと申し上げましたら、追加資料の差し替え資料に、もしそういったことがあれば浸透枡を設けて地面に浸透させるということで対応したいということをお願いしていました。やはりここも、防草シートを張るというかたちで対応したいということでした。皆様のご審議いただきたいと思います。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第6号3番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第6号3番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定4番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書にて説明)
申請地の位置について、6-124 ページをご覧ください。申請地は赤で塗りつぶされている箇所です。農地の種類としましては周辺を宅地や山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第2種農地と考えられます。土地利用計画図は6-126 ページです。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-146 ページから設備の保守に関する契約書、6-149 ページが確約書、6-150 ページから調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 はい。大堀地区担当の桑原です。〇〇さんとは10月13日電話で確認いたしました。申請書のとおりです。よろしくお願いしますということです。合同会社の〇〇〇の〇〇さんには電話で10月15日に確認いたしました。こちらでも申請書のとおりです。よろしくお願いしますということでした。因みに、こちらの方も復興組合の方に令和3年度までは入っていたんですが、4年度

からは抜いております。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 はい。10 番です。10 月 17 日現地を確認いたしました。ここの現地まで行くまでののが相当大変でした。敢えてここに太陽光パネルを持ってくる意味が分かりませんでしたけれども、〇〇〇としては持ってきたいということです。私としては敢えて反対するということもないんじゃないかと確認してきました。皆様の審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第 6 号 4 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 6 号 4 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書にて説明)
申請地の位置について、6-160 ページをご覧ください。申請地は赤で塗りつぶされている箇所です。農地の種類としましては周辺を宅地や山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第 2 種農地と考えられます。土地利用計画図は 6-162 ページです。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-174 ページから設備の保守に関する契約書、6-177 ページが確約書、6-178 ページからが調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 はい。大堀地区担当の桑原です。設定人の〇〇さんには 10 月 17 日電話にて確認いたしました。太陽光発電の申請をしております。よろしくお願いしますということでした。被設定人の〇〇〇さん。先ほどと同じ人になりましたけど、最初、この 2 件ダブっているって知らなかったものですから、また再度の確認の電話を入れまして、よろしくお願いしますということでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 はい。10 番。10 月 17 日現地を確認いたしました。きれいに整地された畑でしたが、ここだけ抜けているような畑でした。それで、両隣も作付けを再開していたんですけれども、両隣の了解を得ているというかたちで、この部分

を、太陽光パネルを設置しても良いとなったみたいです。一つ勿体ないと思うんですけども。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第6号5番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第6号5番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定6番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書ページ6-1 6番)

申請地の位置について、6-193 ページをご覧ください。申請地は赤で塗りつぶされている箇所です。農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので、第3種農地となります。土地利用計画図は6-195 ページです。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-216 ページから設備の保守に関する契約書、6-219 ページが確約書、6-220 ページから調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員

浪江地区担当の川島です。設定人の〇〇さんとは、10月16日夕方電話でお話することができました。本人からはですね、後継者の問題で営農が出来ないということで、昨年から自宅周辺に太陽光を設置しているんですけども、引き続き〇〇〇さんに残っている農地についても太陽光パネルを設置したいとお願いしていたところ、今回の申請に至ったということでした。被設定人の〇〇〇さんとは10月16日午前中にお話しをすることができました。太陽光パネルの設置を検討していたところ、〇〇〇さんの方から適当な土地がありますよということを紹介いただいて、今回の申請に至ったそうです。管理は〇〇〇さんに任せるということでした。復興組合員ではないんですけども、復興組合で管理している土地で、もし返金とか生じた場合は、〇〇〇さんが返金するという話で決まりました。以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員

はい。10番です。10月17日現地確認いたしました。この部分の田んぼなんですけれども、進入路がですね、〇-〇並びに〇-〇とか、いろいろ重なっておりまして、この辺りのしっかりと、お互いの利用権みたいなのを確認しながら、今後、進めていただきたいことを確認しました。あと何点か、境界が、私としてもあやふやな部分があったんですが、これも確認して進める

ということも確認しました。また、同じように防草シートは境界までしっかりと張るということも確認いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

議長 はい。6 番。

小澤委員 はい。6 番です。補足の説明をいたします。現地で、194 ページの公図を見ていただきたいのですが、手前の○-○は畑となってるんですが、ここは町道のところで、そこに3 か所でしょうか、石の杭があつて現地調査当日、議論があつたんですが、本日、午前中、再度私が行きまして、テープで測った状況では現地で測量した内容と一致したというふうなことです、基本的には入口は、今回の申請者のところに入っていくのかなと。計画図のとおりということです。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第6号6番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よつて議案第6号6番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定7番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書にて説明)
申請地の位置について、6-234 ページをご覧ください。申請地は赤で塗りつぶされている箇所です。青の箇所については宅地と雑種地で併用地となっております。農地の種類としましては周辺を宅地や山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第2種農地と考えられます。土地利用計画図については、現地調査の際に電柱の位置が誤っていることがわかつたため修正したものの提出を受けております。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-257 ページから設備の保守に関する契約書、6-260 ページが確約書、6-261 ページから調整状況報告書となっております。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

石川推進委員 津島地区担当の石川です。10月18日に設定人の〇〇さんと電話で確認しました。電話による説明で太陽光発電を設置するということでした。現地の人とも確認取れていますので問題ないと思います。また、被設定人の〇〇さんにも電話で問題ないことを確認しました。以上ご審議よろしく願います

す。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 はい。10 番です。10 月 17 日現地において確認いたしました。当日、周りに、境界に立木があったんですけど、立木どうしますかと聞きましたら全て切りますよというのと。〇〇〇との境界あたりに立木があったんですけども、そこはどうしますかと言ったならば、一本水路みたいなのがあって、それを境にして、今回は〇〇さんだけの立木を切らせていただきますというかたちで進めてまいりますということでした。今回、津島で初めての太陽光パネルの設置ですけども、こういうことが今後増えてくるのかなという懸念があります。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 6 号 7 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 6 号 7 番に原案のとおり承認を与えます。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和 5 年 10 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 3 時 55 分

議 長 _____

7 番 _____

11 番 _____